

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し平成〇〇年〇月分の保護費を決定して通知を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、審査請求人が処分庁に対し、平成〇〇年〇月分の収入申告書及び年金額改定通知書を提出していないにもかかわらず、保護費を変更したのはおかしいので取り消すべきであること、また、障害基礎年金を収入認定することは憲法違反である等の旨を主張する。

しかしながら、処分庁は、障害基礎年金の額が、平成〇〇年〇月の支給分から〇〇円減額される旨を厚生労働省の公表資料から予め把握していたため、同年〇月分保護費について、改定後の年金額を収入認定し、保護費を〇〇円増額する本件処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件処分を取り消すべき旨主張するが、審査請求人が平成〇〇年〇月〇日に提出した年金振込通知書で示された年金支払額と、本件処分での収入認定額は同一であることから、そもそも審査請求人には本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益はないと言わざるを得ない。

(3) また、審査請求人は、生活扶助、障害者加算及び住宅扶助の額が低いこと等は憲法違反である旨を主張する。

しかしながら、本件処分の額に誤りはなく、そして、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は法令及び法令に基づく保護基準(以下「法令等」という。)に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている(最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年(行ツ)第14号)。

したがって、本件処分は法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、本件処分について何ら違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年11月22日	諮問の受付
平成29年11月27日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月14日 口頭意見陳述申立期限：12月14日
平成29年11月29日	審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領（11月28日付け）、第1回審議
平成29年12月20日	口頭意見陳述の実施、第2回審議
平成30年1月12日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。

- (4) 保護基準は、生活扶助基準別表第1において、級地区分、年齢区分世帯人員別等に区分した基準生活費等を規定している。この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされる（昭39（行ツ）14号、最大昭和42年5月24日）。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の1の(4)のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6) 国民年金法第27条においては、「老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率(中略)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。」と定め、また、同法第33条第1項において、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。」と定め、同条第2項において「障害の程度が障害等級の1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の100分の125に相当する額とする。」と定めており、老齢基礎年金と障害基礎年金2級の額は同額である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省年金局年金課が発表した報道資料では、平成〇〇年度の年金額は、法律の規定により、平成〇〇年度から〇〇〇%の引下げとなり、老齢基礎年金(満額)1人分が〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円になること、平成〇〇年度の年金額による支払いは、通常、〇月分の年金が支払われる〇月からである旨が示されている。処分庁は、審査請求人が満額の老齢基礎年金の額と同額である障害等級2級の障害基礎年金を受給していることから、この情報に基づき、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、審査請求人の同年〇月分の保護費の変更決定を行い、〇月〇〇日、通知書を審査請求人に送付した。

- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は、処分庁に対し決定通知書の内容について説明を求め、説明を聞いたが納得できない旨を電話で話した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人は、同月〇日に日本年金機構から送付された国民年金障害基礎年金の年金額改定通知書及び年金振込通知書を添付の上、収入申告書を処分庁に提出した。

3 判断

上記1及び2に基づき、本件についてみると、本件処分は、法並びに法第8条第1項及び第2項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に従い行われたものである。また、収入認定の取扱いについても、実際の年金受給額を速やかに認定するために、処分庁が事前に把握した年金の改定額を反映させて保護費を変更しているが、そのような事務手続に著しい不合理があるとは認められず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子